

米沢市内の 放課後児童クラブ利用案内



この「利用案内」には、各放課後児童クラブの利用に関わる重要な事項が記載されていますので、必ずお読みください。また、各放課後児童クラブの入所説明会などの際にも必ずお持ちいただき、その後は、大切に保管してください。

1 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、学校から帰宅しても保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」を実施するところです。異年齢児が集団で生活する中で子どもの個性を大切に、基本的な生活習慣の確立や遊びのサポートをします。

ご利用にあたっては、それぞれのクラブにおいて、ご家庭や学校等と連絡をとりながら、お子さんの安全・安心を考慮した環境づくりに取り組みますので、保護者の方のご協力をお願いします。

<放課後児童クラブに関する法令など>

放課後児童クラブは、「児童福祉法」、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」、米沢市の条例「米沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき運営されています。

放課後児童クラブが実施している「放課後児童健全育成事業」は、児童福祉法に規定されている事業で、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後等に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

2 運営者や職員について

米沢市内の放課後児童クラブは、市の委託を受けて、主にNPO法人、放課後児童クラブ運営委員会、米沢市社会福祉協議会などが設置・運営しています。

放課後児童クラブで児童の支援を行う職員は、放課後児童支援員とその補助員です。

「放課後児童支援員」は、山形県が認定する資格で、保育士、教諭資格を持つ者、規定の実務経験を有する者等、一定の要件を満たす者が山形県の実施する放課後児童支援員認定資格研修を受講し、所定の科目を終了した場合に認定されます。

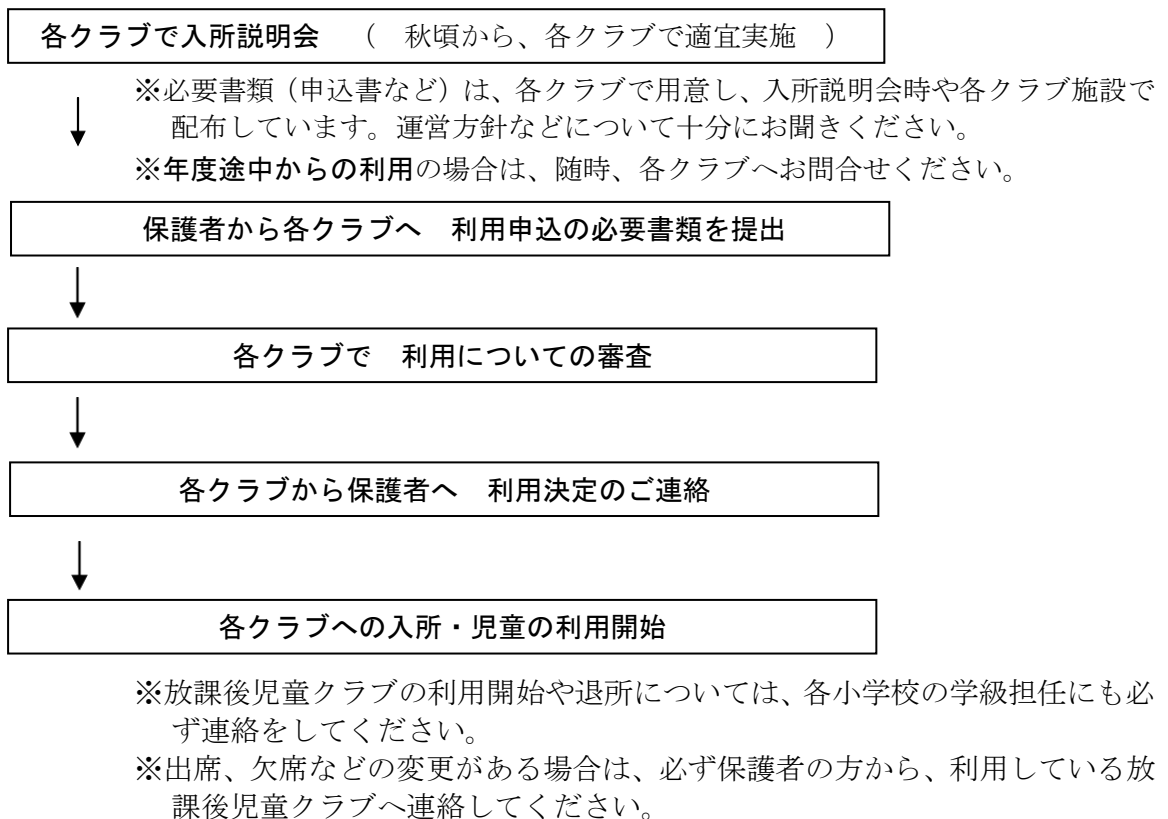
3 対象となる児童

小学1～6年生の児童で、保護者が労働等により家庭での保育が困難であるため、放課後児童健全育成事業における支援の必要性がある児童です。

※詳しくは、別紙 [資料1「放課後児童クラブの利用について」](#)をご覧ください。

4 利用申込から利用開始までの主な流れ

- ・利用申込・問合せは、通学する学区の各放課後児童クラブです。
別紙 **資料2**「放課後児童クラブ（学童クラブ）一覧」をご覧ください。
- ・具体的な申込時期等については、各クラブへお問合せください。
(各小学校、市役所、市教育委員会ではありませんので、ご注意ください)

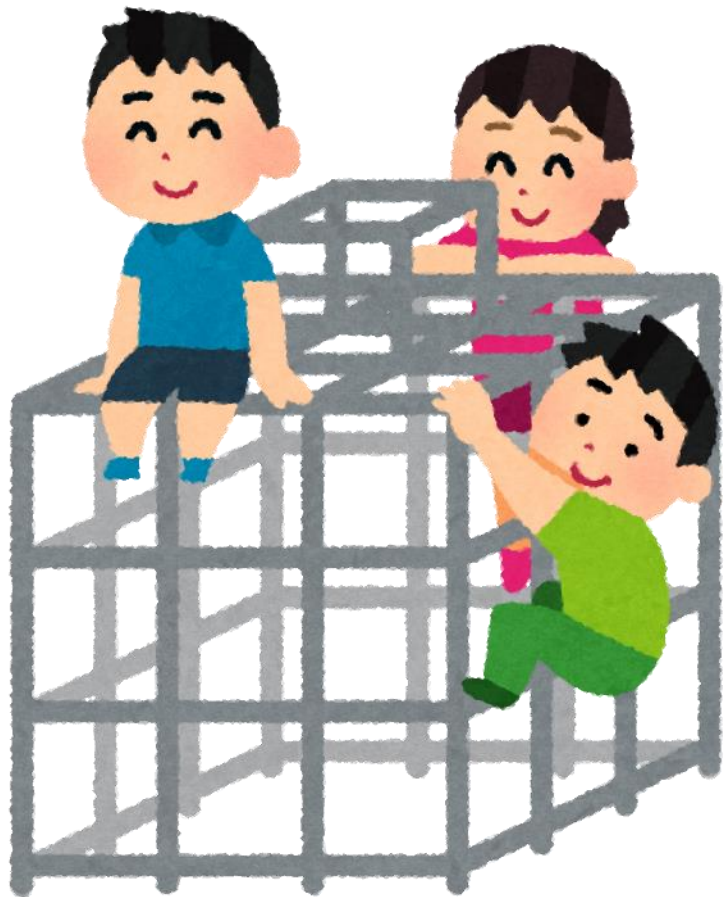


5 災害時や感染症発生時の対応について

災害時や感染症発生時の対応については、それぞれの放課後児童クラブにおいて決定しています。各クラブの対応については、災害時の被災防止又は被害の軽減、感染症の拡大防止など、児童の安全・安心のための措置をとることとなりますので、保護者の方のご理解とご協力をお願いします。

6 その他

放課後児童クラブについて、不安なこと、心配なことがある時は、まずは、各クラブの職員や相談窓口にご相談してください。ご家庭と放課後児童クラブが一体となって、子どもにとってよりよい方向を見つけていきます。



このチラシに関するお問合せ
：米沢市こども課子育て施設担当
住 所：米沢市金池 5-2-25
電 話：0238-22-5111（代表）